

## 別表

### 1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条の4の規定に基づき、斐川町の区域に地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は斐川地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、斐川支所とする。
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定と実施に努める。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を執行するため、支所の長（事務所の長）は、理事職の職員をもって充てる。
- (6) 地域自治区については、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

### 2 地域協議会

- (1) 斐川地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、斐川地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、斐川地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の役割等
  - ①当該地域住民及び諸団体と連携を図り、地域の意見及び要望の調整並びに取りまとめを行うとともに、支所と協働して地域まちづくり計画の策定と実施に努めるものとする。
  - ②次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができる。
    - ア. 支所が所掌する事務に関する事項
    - イ. 市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
    - ウ. 当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
  - ③市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
    - ア. 基本構想等に関する事項
    - イ. 公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項
  - ④市長その他市の機関は、当該地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。